

資料 1 中長期在留外国人に対する法的支援について

- 1 在留外国人数の変化と国籍・地域別の構成比、在留資格別構成比 _____ 1
- 2 出入国在留管理庁における外国人受入環境整備及び生活支援 _____ 3
- 3 外国人在留支援センター及び法テラス本部国際室の取組 _____ 4
- 4 法テラスにおける多言語での情報提供 _____ 10
- 5 外国人に対する民事法律扶助・日弁連委託援助 _____ 13

参考 在留外国人に関する統計資料

技能実習制度の発展的解消と育成就労制度の創設について

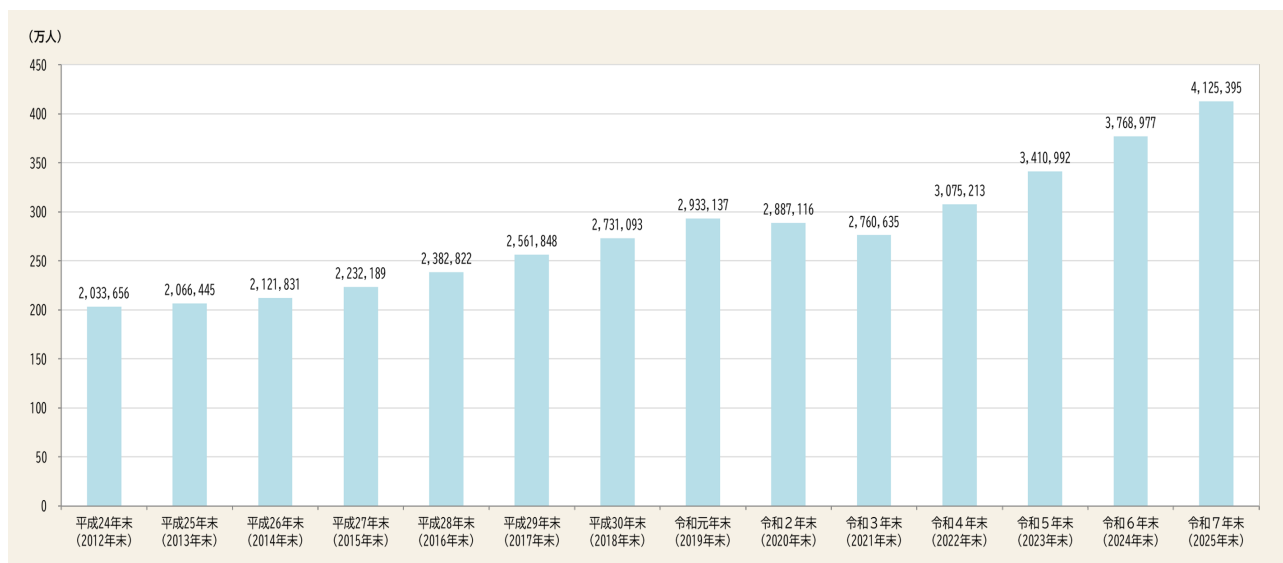
1 在留外国人数の変化と国籍・地域別の構成比、在留資格別構成比

■ 在留外国人数の推移

在留外国人数は、令和2年から令和3年にかけて一時的に減少したものの、増加傾向にある。

令和7年末現在における在留外国人数は412万5,395人となり、前年末（376万8,977人）に比べ、35万6,418人（9.5%）増加した。

（参考：令和7年5月1日時点の横浜市人口 約376万人）



（出入国在留管理庁 報道発表資料「令和7年末現在における在留外国人数について」より引用）

■ 都道府県別在留外国人数上位10都道府県

在留外国人数は、大都市部に集中しており、特に一都三県（東京、神奈川、埼玉、千葉）に約4割が集中している。

1	東京都（80万1,438人）	6	千葉県（25万9,663人）
2	大阪府（37万5,319人）	7	兵庫県（15万5,019人）
3	愛知県（35万7,800人）	8	静岡県（13万2,100人）
4	神奈川県（31万7,353人）	9	福岡県（12万5,501人）
5	埼玉県（29万9,377人）	10	茨城県（11万1,808人）

1 在留外国人数の変化と国籍・地域別の構成比、在留資格別構成比

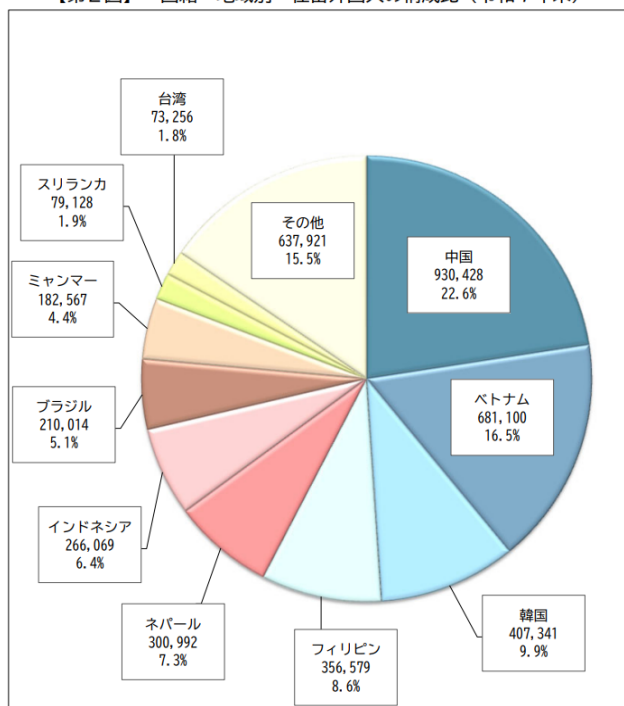
■ 国籍・地域別及び在留資格別 在留外国人構成比

国籍・地域別の在留外国人数では、中国国籍の在留外国人が最も多い。

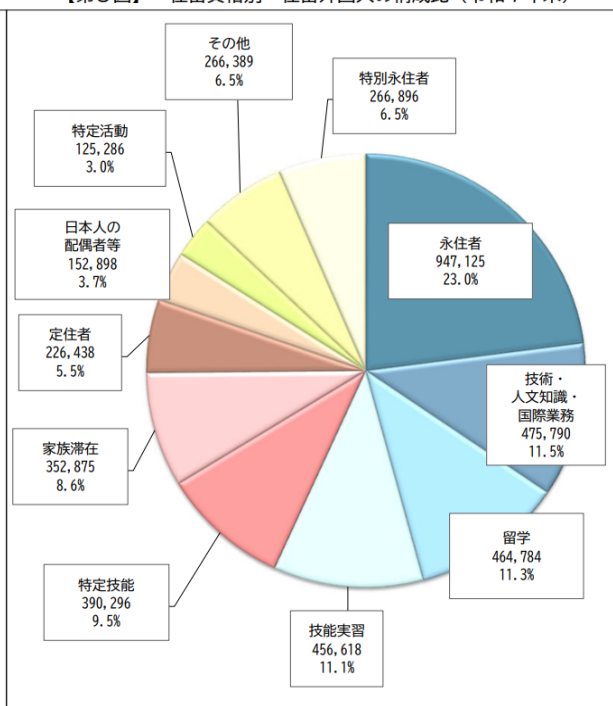
次に多いベトナム国籍の在留外国人は、近年急激に増加しており、令和7年末には平成24年末と比べて10倍以上になっている（資料1－2参照）。また、近年では、ネパール国籍、インドネシア国籍及びミャンマー国籍の在留外国人も大きく増えている。

在留資格については、令和2年末から在留外国人数の増加に伴いほとんどの在留資格で増加傾向にある（資料1－5参照）。

【第2図】 国籍・地域別 在留外国人の構成比（令和7年末）



【第3図】 在留資格別 在留外国人の構成比（令和7年末）



（出入国在留管理庁 報道発表資料「令和7年末現在における在留外国人数について」より引用）



出入国在留管理庁マスコットキャラクター「イミグー」

2 出入国在留管理庁における外国人受入環境整備及び生活支援

■ オリエンテーション等の促進のための取組

概要

- 外国人が、我が国の社会制度、生活ルール、マナー等を入国前から学ぶことができるよう、オリエンテーションのためのツール（ガイドブック、動画）を多言語で作成。
- 「外国人生活支援ポータルサイト」で、外国人が我が国で安定的な生活を送るために必要な情報を集約して提供。

生活・就労ガイドブック



目次

- | | |
|------------|---------------|
| ・ 入国、在留手続 | ・ 年金、福祉 |
| ・ 市区町村での手続 | ・ 税金 |
| ・ 雇用、労働 | ・ 交通 |
| ・ 出産、子育て | ・ 緊急、災害 |
| ・ 教育 | ・ 住居 |
| ・ 医療 | ・ 日常生活に関するルール |

やさしい日本語を含む **2.0言語** で公開中。

生活・就労ガイドブック
<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook.all.html>



生活オリエンテーション動画



1.5パートのショートムービー

- | | | |
|----------------|---------------|-------------|
| ・ はじめに | ・ 緊急、災害 | ・ 雇用、労働 |
| ・ 交通ルール | ・ 入管の手続と住所の手続 | ・ 相談窓口の案内 |
| ・ 生活ルール（暮らし編） | ・ 健康保険制度 | ・ 初歩的な日本語学習 |
| ・ 生活ルール（公共施設編） | ・ 年金制度 | ・ 終わりに |
| ・ 医療機関 | ・ 税金 | ・ 概要編 |

YouTube 法務省チャンネルにおいて **1.9言語** で公開中。

生活オリエンテーション動画 : https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00078.html



外国人生活支援ポータルサイト



外国人や支援者にとって有用な情報を提供しています。

各省庁の情報を集約(リンクを掲載)

パソコンやスマートフォンの設定言語に応じて自動翻訳(109言語)

外国人生活支援ポータルサイト : <https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



(出入国在留管理庁提供資料)

■ 地方公共団体との協力・連携

一元的相談窓口に対する財政支援等（外国人受入環境整備交付金ほか）

◆在留外国人が、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・こどもの教育等の生活に関わる様々な事柄について、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、地方公共団体が設置・運営する一元的な相談窓口の取組を「外国人受入環境整備交付金」により財政的に支援。

◆令和8年度は、窓口だけでは情報の届きにくい外国人にも、日本の制度や生活マナー、困ったときの相談場所などを周知するため、公民館等に相談員が外向いて、アウトリーチ型のオリエンテーション等を実施する経費も試行的に財政支援。

交付決定した地方公共団体 令和元年度 146団体 → 令和8年4月7日現在 **276団体**

◆令和8年度は、一元的相談窓口に掲げる地方公共団体の職員・相談員や入管庁の職員をつなぐ、オンラインネットワークを試行的に運用し、情報交換や回答作成を円滑・効率化するとともに、国と地方公共団体の連携を強化。

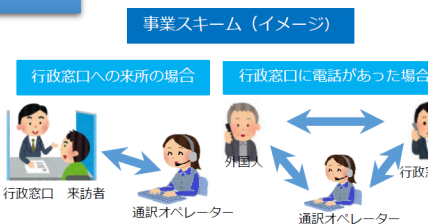
地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援

地方公共団体の行政窓口に対し、20言語対応の通訳支援事業を実施。

<実施内容>

実施対象：全地方公共団体の行政窓口

利用言語：英語、韓国語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語、フランス語、シンハラ語、ウルドゥー語、ベンガル語、ウクライナ語、ロシア語、アラビア語



災害時における通訳支援



通訳支援事業について、被災地域の地方公共団体が事前の登録手続をすることなく利用可能とするなどの措置を実施した。

情報提供（多文化共生の好事例等）



情報誌「ハーモニーの木」

- ◆地方公共団体等が取り組む特色ある多文化共生施策、外国人相談窓口における相談対応事例及び入管庁における施策情報等を掲載。
- ◆年に4回程度、地方公共団体等に向けて発刊。

地方公共団体職員への研修

■ 出入国在留管理庁による研修

出入国在留管理庁において、年1回、相談業務に従事する地方公共団体職員に対する外国人施策推進研修をオンラインで実施。

■ 地方の出入国在留管理官署における研修

地方出入国在留管理局・支局・出張所（一部を除く。）に配置された「受入環境調整担当官」が研修を実施。

(出入国在留管理庁提供資料)

3 外国人在留支援センター及び法テラス本部国際室の取組

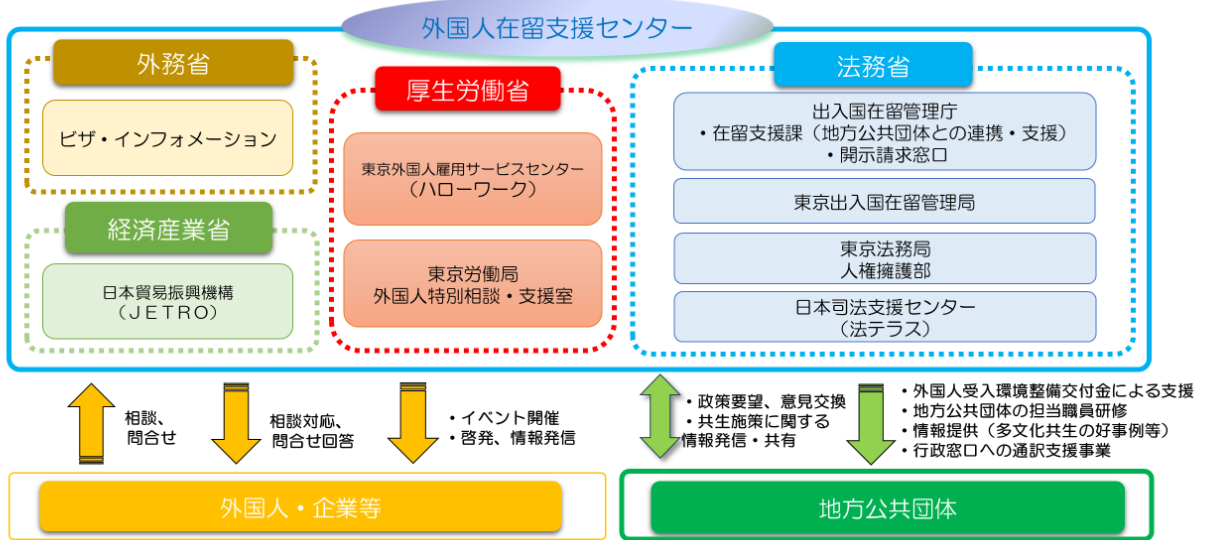
■ 外国人在留支援センター（Foreign Residents Support Center 通称:FRESC） における取組

外国人在留支援センター（FRESC /フレスク）の概要

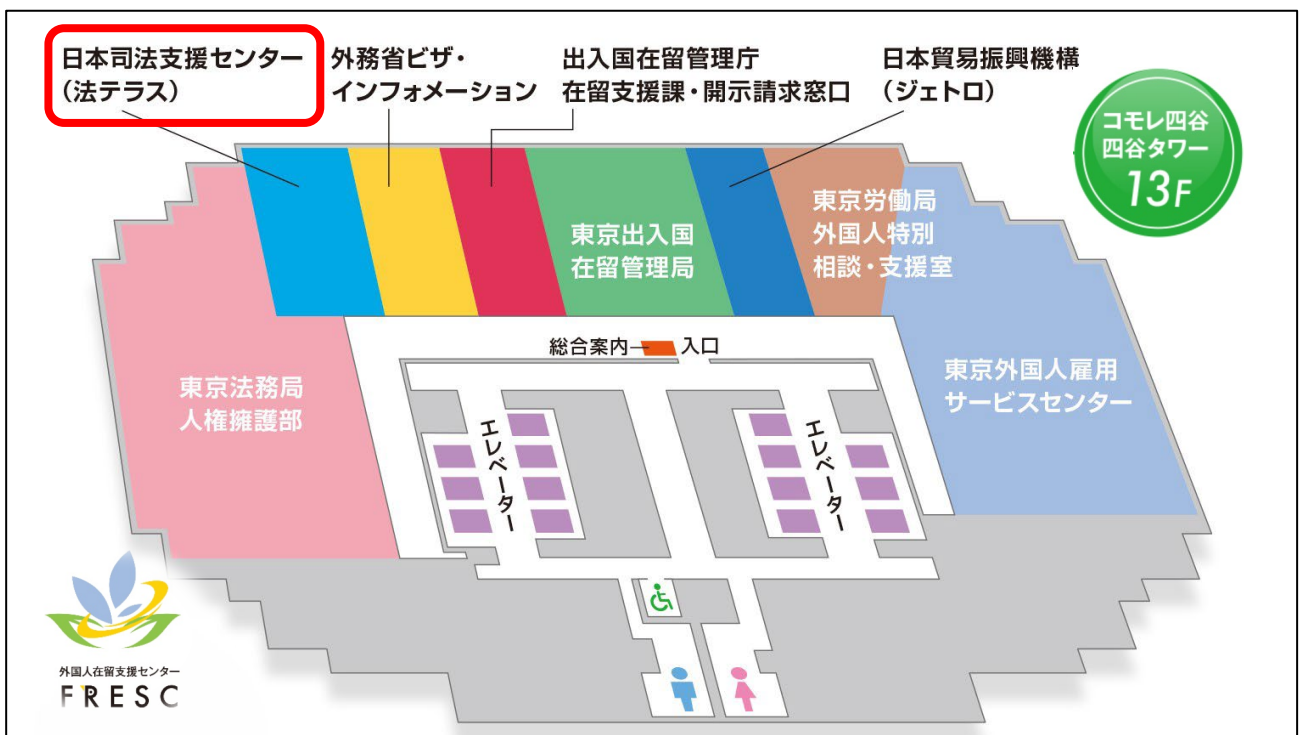


外国人在留支援センター（FRESC/フレスク）とは、

- 外国人の在留を支援する政府の窓口（4省庁8機関）が、ワンフロアに集まり、**外国人からの相談や、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援**などを実施
- 外国人から寄せられる「在留資格と労働関係」、「身分関係と民事問題」などの複合的内容の相談に、関係機関が連携して多言語で対応。外国人を活用したい企業には、人材紹介や採用面接会、労務管理相談等の支援を実施
- 地方公共団体については、**交付金の活用に関する個別コンサルティング、国の行う施策の発信、地方公共団体職員への研修機会の提供等**により、受入れ環境の整備を支援



(出入国在留管理庁提供資料)



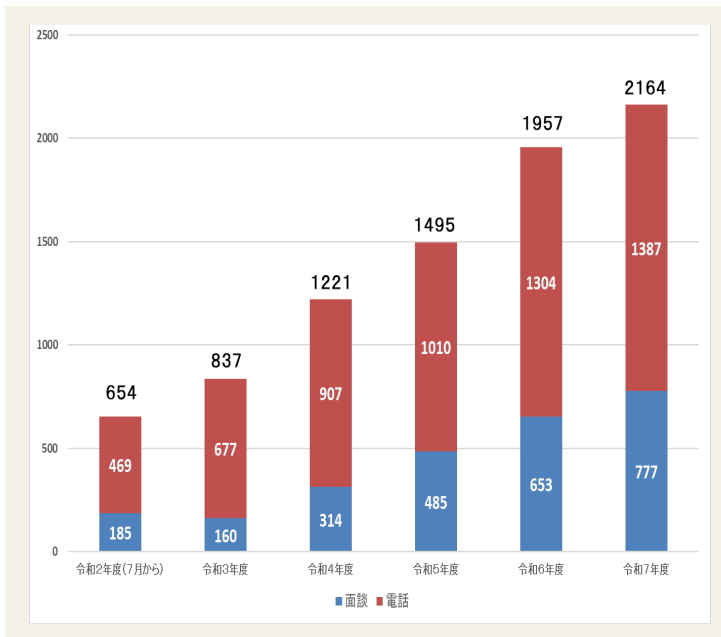
(出入国在留管理庁HPより)

3 外国人在留支援センター及び法テラス本部国際室の取組

■ 法テラス本部国際室の取組

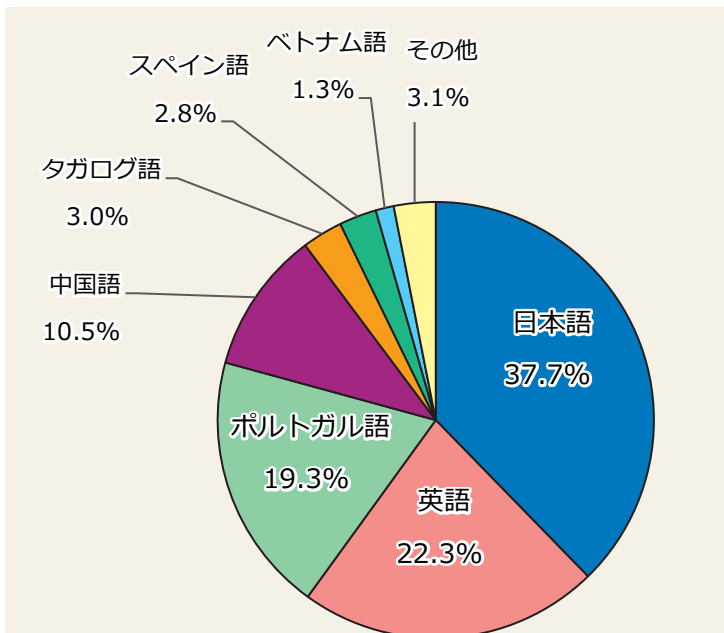
法テラスでは、令和2年からFRESC内に国際室を設置し、外国人や外国人の在留支援に関わる地方公共団体等からの問合せに対して情報提供を実施したり、他のFRESC入居機関からの相談取次ぎや同席相談に対応したりするなど、各機関と連携・協力しながら法的支援を行っている。

○ 国際室に対する問合せ件数推移（令和2年度（7月から）～令和7年度）



国際室に対する問合せ件数は、令和2年度には654件だったものが、年々増加し、令和7年度には2,164件と設置当初の3倍まで増加した。

○ 国際室言語別問合せ内訳（令和7年度）



令和7年度における問合せの言語別内訳は、日本語を除くと英語による問合せが最も多く、ポルトガル語と中国語がそれに続いており、多言語情報提供サービスと同様の傾向がみられる（10頁参照）。

なお、ポルトガル語による問合せが多い理由は、南米出身の日系人が多い地域に所在する地方事務所支部（浜松、三河）の入電の一次対応を代行していることによる。

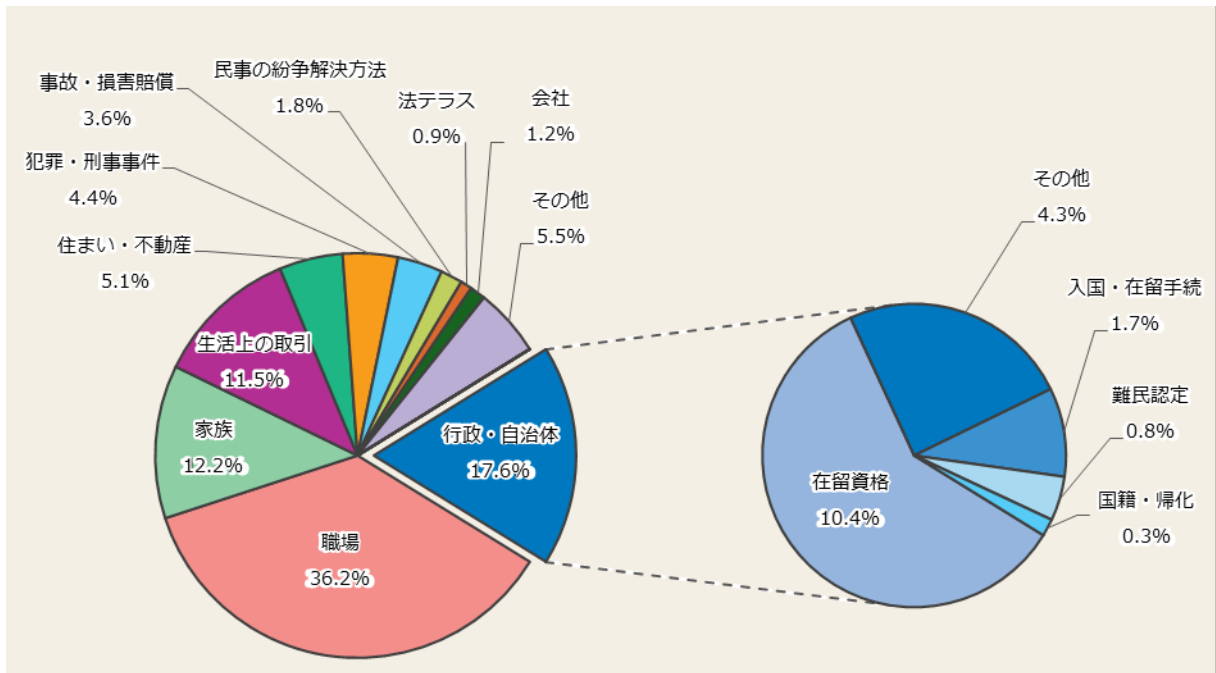
（法テラス本部国際室提供情報より）

3 外国人在留支援センター及び法テラス本部国際室の取組

○ 国際室に対する問合せ分野別内訳（令和7年度）

令和7年度における国際室に対する問合せの分野別内訳では、職場に関する問合せが36.2%と最も多くを占め、家族に関する問合せが12.2%、生活上の取引に関する問合せが11.5%と続いている。

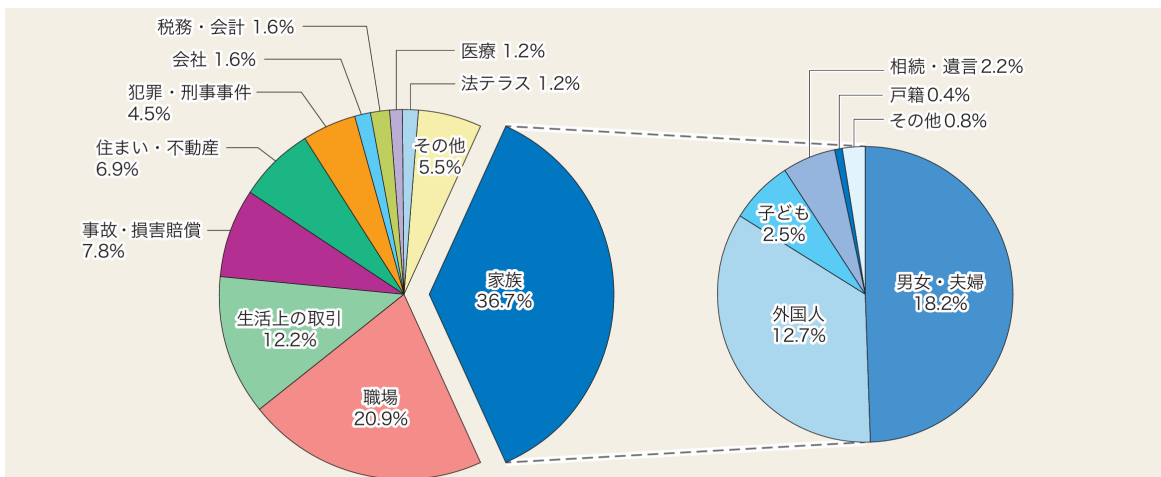
在留資格、入国・在留手続、難民認定、国籍・帰化に関する問合せは、合計で13.2%となっており、令和3年度との大きな差はみられない。



（法テラス本部国際室提供情報より）

（参考）令和3年度における国際室に対する問合せ分野別内訳

国際室が通年活動した初めての年度である令和3年度における問合せの分野別内訳では、家族に関する問合せが24%（令和7年度とはグラフの表記方法が異なるため、主な内容が在留資格等である問合せを除いた数値）と最多であり、職場に関する問合せは現在よりも少なかった。



（注）家族に関する分類には、外国人に関する内容（入国・在留手続、在留資格、難民認定、国籍・帰化など）を含む。

（法テラス白書令和3年度版より引用）

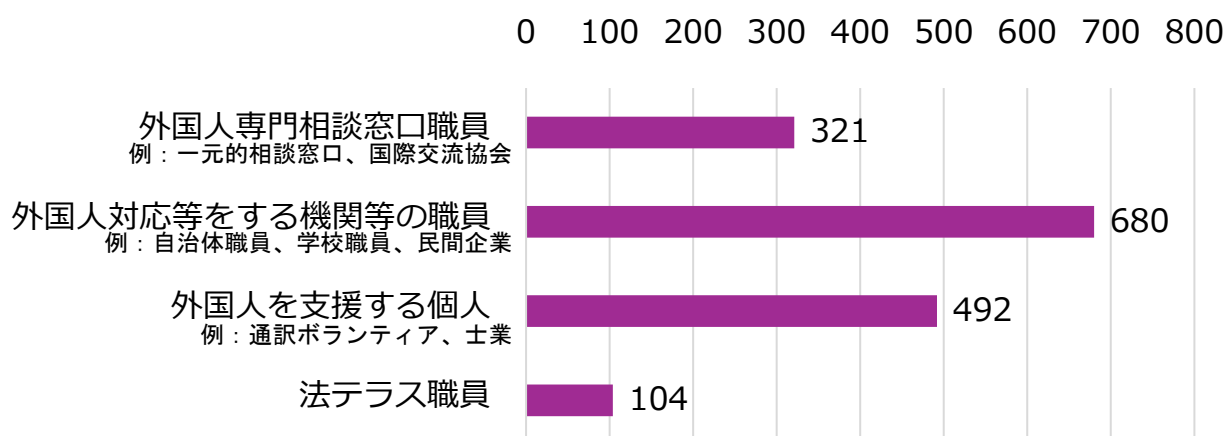
3 外国人在留支援センター及び法テラス本部国際室の取組

■ 支援者等向けセミナーの開催

外国人の司法アクセスを改善するには、当事者に直接つながる「支援者」の役割が重要である。そこで、国際室では、外国人が関わることの多い問題について、外国人支援機関・団体の職員や個人支援者等を対象としたセミナーを開催している。

令和8年1月に実施したセミナーには**375名が参加**し、令和8年4月の時点で**1,392名がメール登録**をしている。参加者の属性としては、自治体職員等の外国人への対応・支援をすることのある機関・団体の職員が多く、個人の技能で支援を行う士業者等も参加している。

セミナー参加者の属性（複数選択可）



（法テラス本部国際室提供情報より）

○ 外国人支援者等向けセミナー実施状況（令和6年度）

令和6年度には、在留資格に関する基礎的な事項等をテーマに、合計5回のセミナーが開催された。

実施日	テーマ
令和6年5月23日	支援に役立つ在留資格の基礎知識
同年7月11日	住まいのトラブル ～国際室に外国人から寄せられた事例に学ぶ～
同年9月26日	国際結婚の法律問題
令和7年1月16日	労働問題の基礎
同年2月28日	外国人支援での法テラスの使い方

（法テラス本部国際室提供情報より）

■ 国際室における取組の具体例

(1) 外国人本人からの問合せに対応した例

○ お問合せの内容

「レストランに勤務していたが、日常的にパワーハラスメントがあり、時には暴力を振るわれることもあった。生活のために我慢していたところ、最近、突然解雇された。生活に困窮している。」旨の相談。**労働局からの相談同席の依頼。**

○ 国際室における対応（FRESC内の連携）

- ・労働局による相談に弁護士が同席した上で、労働局とともに対応を協議
- ・**法テラスの弁護士**からは、パワハラや暴力に関する損害賠償請求や、解雇の無効を、弁護士に依頼して争う方法を案内するとともに、相談者が雇用保険に加入していたことから失業保険給付についても情報提供
- ・**労働局**からは、解雇予告手当の請求（労働局で対応可能）や、個別労働紛争解決制度を案内

○ 対応結果

相談者において、まずハローワークに行き失業保険の受給を進めることとなった。さらに、労働局での紛争解決と弁護士に依頼するかを家族と考えて、必要であれば法律相談センターに行くとのことであった。

(2) 支援者からの問合せに対応した例

○ お問合せの内容

自治体のケースワーカーから「配偶者からのDVを受けて、子どもと共にシェルターにいる外国人の支援をサポートしている。夫婦共にA国籍である。子どもの着替えなど、生活に必要なものを受け取りたい。また、離婚の手続や離婚後の在留資格についても不安である。」旨の相談。法テラスが問合せを受け、**東京入管へ相談同席を依頼。**

○ 国際室における対応（FRESC内の連携）

- ・**法テラスの情報提供**として、弁護士に夫との交渉窓口になってもらう方法について説明した上で、民事法律扶助の利用が可能であること、日本の家庭裁判所においてA国の法律を使って離婚の手続ができることなどを説明
- ・東京入管から、離婚後に考えられる在留資格と変更に必要な条件等について説明

○ 対応結果

相談に東京入管も同席することで、離婚手続だけでなく、在留資格の問題も一度に話すことができた。

■ 各地方事務所での取組の具体例

(1) 国際交流協会における定期法律相談会（静岡地方事務所浜松支部）

自動車関連工場の多い浜松では、会社の業績悪化等を理由に職を失ったという非正規労働の外国人からの相談が法テラスに複数寄せられた。

そのような外国人は、収入がないことに加え、多重債務の問題を抱えていることも少なくないものの、いかに生活が困窮していても、法的支援を受けて生活困窮の問題を解決しようとする外国人は決して多くない。生活困窮者は、司法アクセスにおいて「情報の壁」を抱えがちであるが、生活に困窮する外国人の場合、更に「言葉の壁」も加わり、必要な情報にアクセスすることがより一層困難となっている。

このような問題意識から、**法テラス浜松**では、**浜松国際交流協会（HICE）及び弁護士会と連携**し、同交流協会において、**定期的に外国人向けの法律相談を実施**している。

(2) 外国人総合ワンストップセンターにおける法律相談と地方協議会（群馬地方事務所）

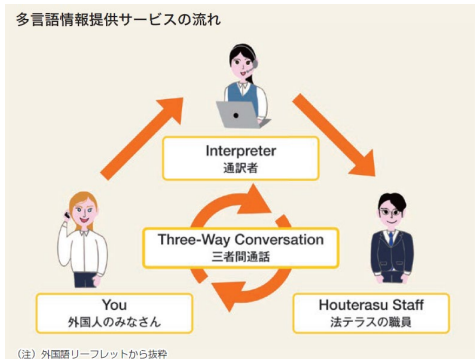
○ **群馬県**は、人口に占める外国人住民数の割合が高く、特に大企業の工場が立ち並ぶ東毛地区は、製造現場の担い手として、日系ブラジル人を始めとした外国人が多い地域である。こうした在留外国人の多い地域において法律相談を始めとした法的支援の拡充を目指し、令和2年1月、**県及び群馬県弁護士会との協議・調整**の結果、「**ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター**」を指定相談場所に設定し、令和3年2月9日から、同センターにおける民事法律扶助制度を利用した無料法律相談の実施が可能となった。

○ 法テラス群馬では、このほかにも、令和元年12月に約50名の関係機関職員等を招き「地域社会における外国人支援」をテーマとした地方協議会を開催し、地域社会全体として、より良い外国人への支援体制を構築するために、どのような取組や連携体制を相互に整えることが重要かなどの意見交換を行った。

4 法テラスにおける多言語での情報提供

■ 多言語情報提供サービス

法テラスの情報提供業務では、日本語話者でない外国人であっても、用いる言語にかかわらず適切な情報提供が受けられるように、通訳人を介した三者間通話による「多言語情報提供サービス」を行っている。

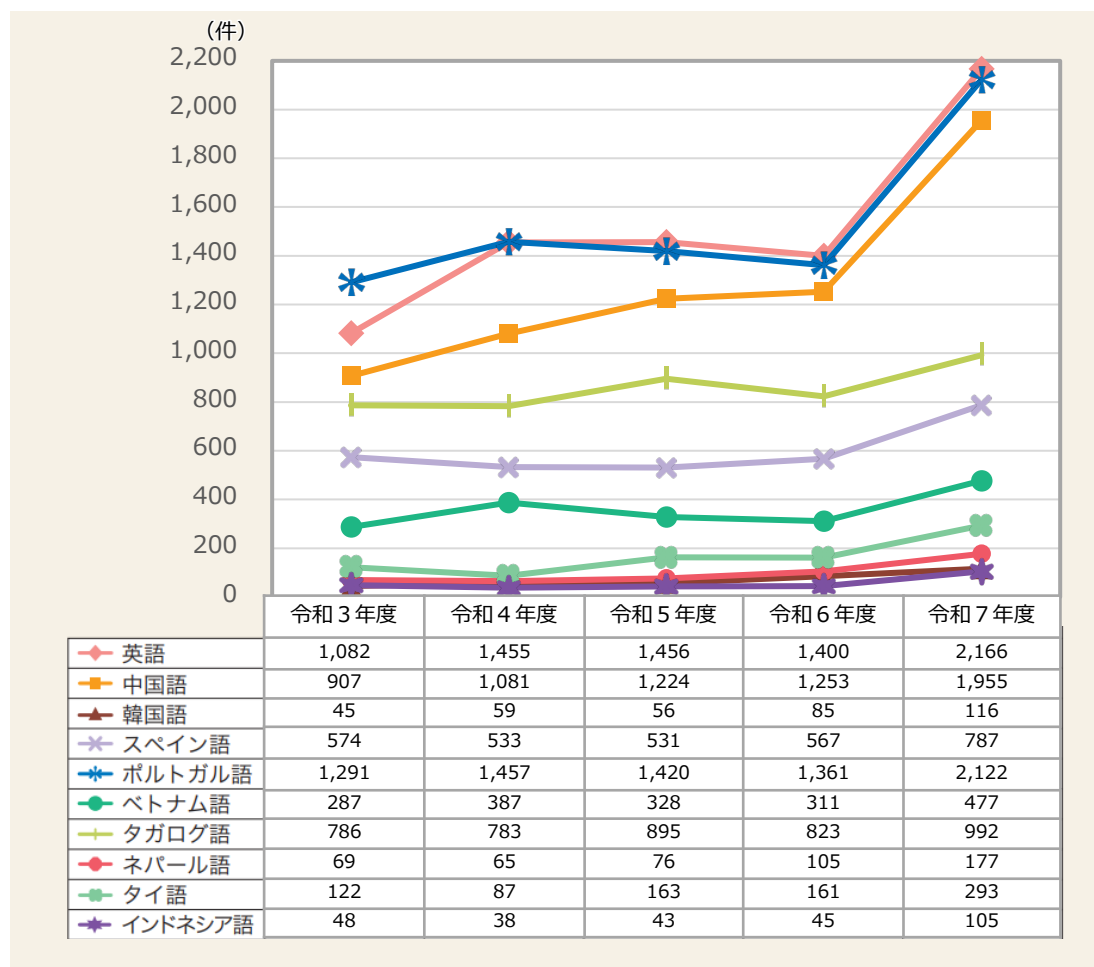


○ 対応言語：10言語

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語

■ 多言語情報提供サービスの言語別問合せ件数の推移（令和2年度～令和7年度）

問合せ件数を見ると、英語とポルトガル語が上位となっているが、近年は中国語での問合せが増加傾向にある。

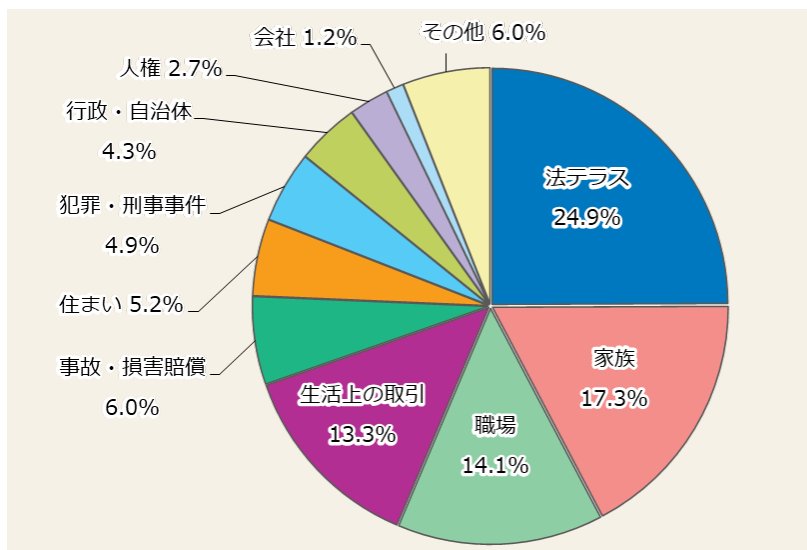


(法テラス本部国際室提供情報より)

4 法テラスにおける多言語での情報提供

■ 多言語情報提供サービスへの問合せ内容（令和7年度）

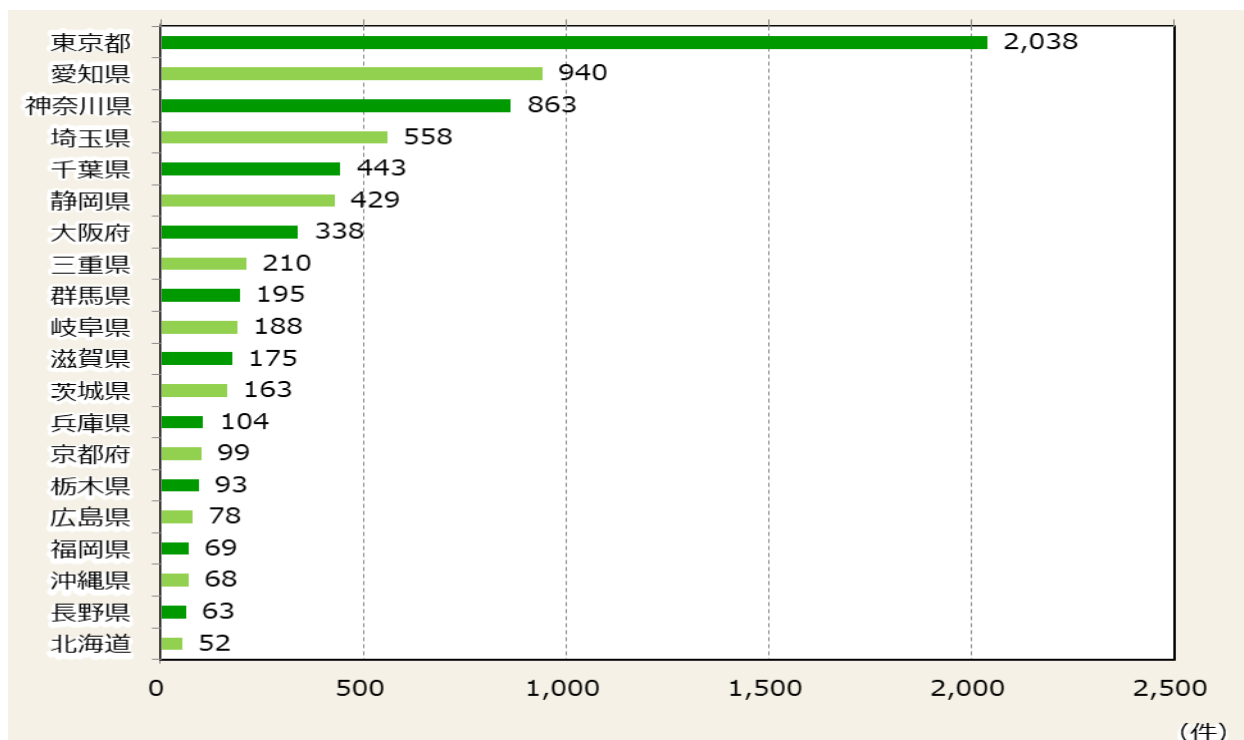
問合せ内容については、法テラス地方事務所の電話番号など法テラスに関する問合せが多いが、離婚や子の親権など家族に関する問合せ、解雇や就労など職場に関する問合せ等も多く寄せられている。



（法テラス本部国際室提供情報より）

■ 利用者居住地別多言語情報提供サービス問合せ件数（上位10都道府県）（令和7年度）

利用者の地域分布を見ると東京都に住む利用者が一番多く、愛知県、神奈川県が続いている。在留外国人の人口では東京に次ぐ人数となっている大阪府からの問合せは160件となっており、他の地域に比べて顕著に利用率が低い。



（法テラス本部国際室提供情報より）

4 法テラスにおける多言語での情報提供

■ 外国語話者向けホームページ・リーフレット・パンフレットの作成

法テラスホームページにおいて、外国語話者に向けて、前記10言語及びやさしい日本語で記載した特設ページを設置し、民事法律扶助等の法テラスにおける支援内容、家族問題や労働問題など代表的な法的問題に関するQ & Aを掲載している。

また、同10言語によるリーフレットの作成、法テラスの組織について説明した英語版パンフレットも作成している。

■ その他の取組

国際交流協会や外国人生活相談センター等を指定相談場所として、相談者が同協会等の相談員と一緒に相談を受けられるように配慮している。

(法テラスHP : <https://www.houterasu.or.jp/site/foreign-nationals/>)

(法テラスHP : <https://www.houterasu.or.jp/site/about-houterasu/leaflet-pamphlet.html>)

■ 民事法律扶助による支援

民事法律扶助は「我が国に住居を有し適法に在留する者（外国人）」も利用することができる。

ただし、民事法律扶助は原則として行政手続の支援を対象外としており、在留資格等に関する手続の支援は、次の日弁連委託援助によることとなる。

■ 日本弁護士連合会からの委託援助

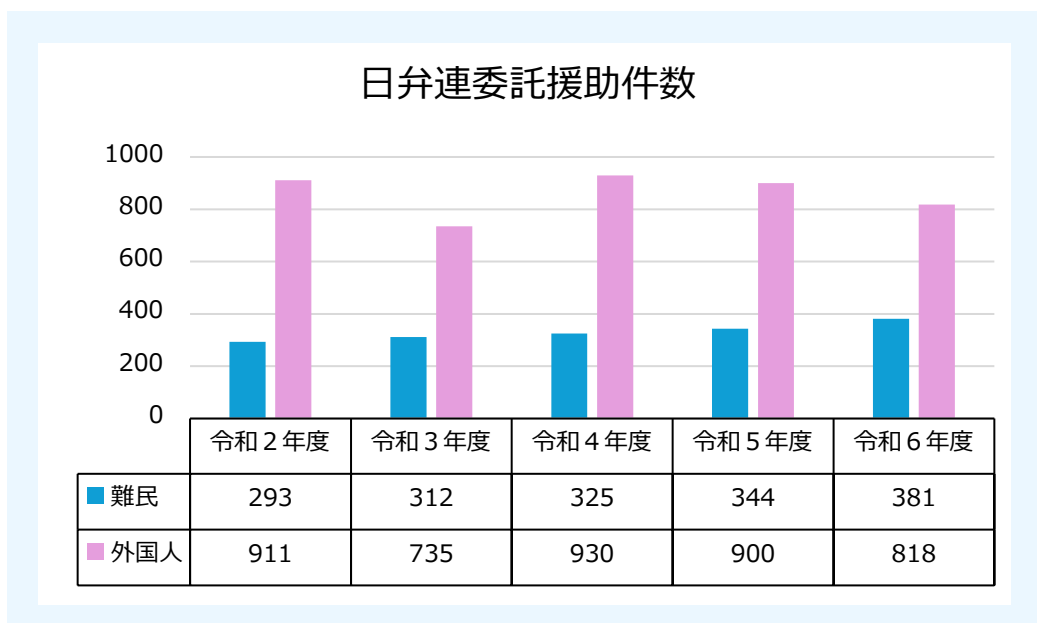
総合法律支援法第30条第2項に基づき、本来業務以外の業務として日本弁護士連合会から委託を受けて行う業務。外国人支援に関するものとしては「外国人に対する法律援助」と「難民認定に関する法律援助」がある。

○ 外国人に対する法律援助

在留資格、仮放免その他の入管関係等の行政手続に係る弁護士費用の支援及び在留資格を有しないなどの理由で民事法律扶助を利用できない外国人に対する弁護士費用の支援を行うもの

○ 難民認定に関する法律援助

難民認定申請等に係る弁護士費用を支援するもの



(法テラス本部国際室提供情報より)

参考：在留外国人に関する統計資料

○ 国・地域別 在留外国人数の推移

国籍・地域	平成24年末 (2012年末)	平成25年末 (2013年末)	平成26年末 (2014年末)	平成27年末 (2015年末)	平成28年末 (2016年末)	平成29年末 (2017年末)	平成30年末 (2018年末)	令和元年末 (2019年末)	令和2年末 (2020年末)	令和3年末 (2021年末)	令和4年末 (2022年末)	令和5年末 (2023年末)	令和6年末 (2024年末)	令和7年末 (2025年末)	構成比 (%)	対前年末 増減率 (%)
	数															
総 数	2,033,656	2,066,445	2,121,831	2,232,189	2,382,822	2,561,848	2,731,093	2,933,137	2,887,116	2,760,635	3,075,213	3,410,992	3,768,977	4,125,395	100.0	9.5
中 国	652,595	649,078	654,777	665,847	695,522	730,890	764,720	813,675	778,112	716,606	761,563	821,838	873,286	930,428	22.6	6.5
ベ ト ナ ム	52,367	72,256	99,865	146,956	199,990	262,405	330,835	411,968	448,053	432,934	489,312	565,026	634,361	681,100	16.5	7.4
韓 国	489,431	481,249	465,477	457,772	453,096	450,663	449,634	446,364	426,908	409,855	411,312	410,156	409,238	407,341	9.9	-0.5
フィリピン	202,985	209,183	217,585	229,595	243,662	260,553	271,289	282,798	279,660	276,615	298,740	322,046	341,518	356,579	8.6	4.4
ネ パ ール	24,071	31,537	42,346	54,775	67,470	80,038	88,951	96,824	95,982	97,109	139,393	176,336	233,043	300,992	7.3	29.2
インドネシア	25,532	27,214	30,210	35,910	42,850	49,982	56,346	66,860	66,832	59,820	98,865	149,101	199,824	266,069	6.4	33.2
ブラジル	190,609	181,317	175,410	173,437	180,923	191,362	201,865	211,677	208,538	204,879	209,430	211,840	211,907	210,014	5.1	-0.9
ミャンマー	8,046	8,600	10,252	13,737	17,775	22,519	26,456	32,049	35,049	37,246	56,239	86,546	134,574	182,567	4.4	35.7
スリランカ	8,428	9,193	10,741	13,152	17,346	23,348	25,410	27,367	29,290	28,986	37,251	46,949	63,472	79,128	1.9	24.7
台 湾	22,775	33,324	40,197	48,723	52,768	56,724	60,684	64,773	55,872	51,191	57,294	64,663	70,147	73,256	1.8	4.4
米 国	48,361	49,981	51,256	52,271	53,705	55,713	57,500	59,172	55,761	54,162	60,804	63,408	66,111	69,787	1.7	5.6
タ イ	40,133	41,208	43,081	45,379	47,647	50,179	52,323	54,809	53,379	50,324	56,701	61,771	65,398	67,097	1.6	2.6
イ ン ド	21,654	22,526	24,524	26,244	28,667	31,689	35,419	40,202	38,558	36,058	43,886	48,835	53,974	58,999	1.4	9.3
ペ ル ー	49,255	48,598	47,978	47,721	47,740	47,972	48,362	48,669	48,256	48,291	48,914	49,114	49,247	49,020	1.2	-0.5
バングラデシュ	8,622	8,824	9,641	10,835	12,374	14,144	15,476	16,632	17,463	17,538	22,723	27,962	35,073	44,938	1.1	28.1
パキスタン	10,599	11,124	11,802	12,708	13,752	15,069	16,198	17,766	19,103	19,120	22,118	25,334	29,647	34,911	0.8	17.8
カンボジア	2,862	3,085	4,090	6,111	8,367	10,719	12,174	15,020	16,659	14,736	19,604	23,750	26,827	28,957	0.7	7.9
英 国	14,653	14,881	15,262	15,826	16,454	17,200	17,943	18,631	16,891	16,163	18,959	19,909	21,139	22,428	0.5	6.1
朝 鮮	40,617	38,491	35,753	33,939	32,461	30,859	29,559	28,096	27,214	26,312	25,358	24,305	23,206	22,201	0.5	-4.3
モンゴル	4,837	5,180	5,796	6,590	7,636	9,144	10,987	12,797	13,504	12,425	16,580	19,490	21,240	21,359	0.5	0.6
そ の 他	115,224	119,596	125,788	134,661	142,617	150,676	158,962	166,988	156,032	150,265	180,167	192,613	205,745	218,224	5.3	6.1

(注1) 「国籍・地域」は、在留カード又は特別永住者証明書（以下「在留カード等」という。）の国籍・地域欄の表記です。
(注2) 朝鮮半島出身者及びその子孫等で、韓国籍をはじめいずれかの国籍があることが確認されていない者は、在留カード等の国籍・地域欄に「朝鮮」の表記がなされています。
(注3) 表の各項目における構成比（％）は、表示桁数未満を四捨五入してあるため、内訳の合計は必ずしも100.0％となりません。
※ 以下の表について同じです。

総 数	4,125,395	100.0
男 性	2,110,599	51.2
女 性	2,014,735	48.8
そ の 他	61	0.0

（出入国在留管理庁 報道発表資料「令和7年末現在における在留外国人数について」より引用）

参考：在留外国人に関する統計資料

○ 都道府県別 在留外国人数の推移

都 道 府 県	令和2年末 (2020年末)	令和3年末 (2021年末)	令和4年末 (2022年末)	令和5年末 (2023年末)	令和6年末 (2024年末)	令和7年末 (2025年末)	構成比 (%)	対前年末 増減率 (%)
総 数	2,887,116	2,760,635	3,075,213	3,410,992	3,768,977	4,125,395	100.0	9.5
北 海 道	38,725	36,316	45,491	56,485	67,484	77,401	1.9	14.7
青 森 県	6,165	5,693	6,702	7,797	8,603	9,419	0.2	9.5
岩 手 県	7,782	7,203	8,374	10,173	11,366	12,526	0.3	10.2
宮 城 県	22,890	21,089	24,568	27,009	29,878	32,903	0.8	10.1
秋 田 県	4,220	4,045	4,589	5,280	5,851	6,333	0.2	8.2
山 形 県	7,826	7,472	8,162	9,326	10,535	11,111	0.3	5.5
福 島 県	15,043	14,120	15,858	18,070	20,022	21,598	0.5	7.9
茨 城 県	72,287	71,121	81,478	91,694	102,549	111,808	2.7	9.0
栃 木 県	43,647	42,430	45,918	51,073	56,983	61,878	1.5	8.6
群 馬 県	62,749	61,945	66,963	74,154	83,430	89,670	2.2	7.5
埼 玉 県	198,235	197,110	212,624	234,698	262,382	290,937	7.1	10.9
千 葉 県	169,833	165,356	182,189	204,091	231,614	259,663	6.3	12.1
東 京 都	560,180	531,131	596,148	663,362	738,946	801,438	19.4	8.5
神 奈 川 県	232,321	227,511	245,790	267,523	292,450	317,353	7.7	8.5
新 潟 県	17,756	16,936	19,107	21,558	24,283	26,724	0.6	10.1
富 山 県	19,356	18,237	20,175	22,460	24,314	26,296	0.6	8.2
石 川 県	15,792	14,766	17,161	19,407	21,151	23,498	0.6	11.1
福 井 県	16,156	16,014	16,720	17,595	19,898	21,509	0.5	8.1
山 梨 県	17,125	17,163	19,982	21,502	23,691	25,313	0.6	6.8
長 野 県	36,530	35,673	39,248	43,075	46,850	50,655	1.2	8.1
岐 阜 県	59,377	56,697	62,710	69,477	74,750	80,766	2.0	8.0
静 岡 県	99,629	97,338	106,345	115,642	124,281	132,100	3.2	6.3
愛 知 県	273,784	265,199	286,604	310,845	331,733	357,800	8.7	7.9
三 重 県	55,982	54,295	58,974	64,420	68,804	73,551	1.8	6.9
滋 賀 県	33,881	33,458	37,350	40,743	42,960	46,180	1.1	7.5
京 都 府	61,696	58,370	68,443	75,818	83,914	92,563	2.2	10.3
大 阪 府	253,814	246,157	272,449	301,490	333,564	375,319	9.1	12.5
兵 庫 県	114,806	111,940	123,125	131,756	142,676	155,019	3.8	8.7
奈 良 県	13,985	13,873	15,590	17,614	19,257	21,623	0.5	12.3
和 歌 山 県	7,272	7,132	8,006	9,090	10,144	11,529	0.3	13.7
鳥 取 県	4,949	4,529	5,020	5,604	6,068	6,511	0.2	7.3
島 根 県	9,324	9,405	9,889	10,350	11,089	11,940	0.3	7.7
岡 山 県	31,313	29,435	32,042	35,928	38,886	41,840	1.0	7.6
広 島 県	55,782	50,605	56,068	62,363	67,837	72,628	1.8	7.1
山 口 県	17,279	15,873	17,394	19,622	21,581	22,539	0.5	4.4
徳 島 県	6,627	6,094	7,009	7,949	8,907	9,717	0.2	9.1
香 川 県	14,174	13,043	15,078	17,312	19,607	21,791	0.5	11.1
愛 媛 県	13,481	11,900	13,742	16,384	18,687	20,282	0.5	8.5
高 知 県	4,832	4,500	5,341	6,129	6,848	7,355	0.2	7.4
福 岡 県	81,072	76,234	89,518	99,695	113,159	125,501	3.0	10.9
佐 賀 県	7,116	6,507	7,919	9,764	11,358	12,841	0.3	13.1
長 崎 県	9,955	8,982	11,214	13,590	15,692	17,477	0.4	11.4
熊 本 県	17,751	16,686	20,660	25,589	29,385	32,372	0.8	10.2
大 分 県	13,216	11,879	15,541	18,108	20,330	23,027	0.6	13.3
宮 崎 県	7,736	7,011	8,309	9,752	11,511	12,981	0.3	12.8
鹿 児 島 県	12,204	11,833	13,975	16,417	18,972	21,480	0.5	13.2
沖 縄 県	19,839	18,535	21,792	25,447	29,384	33,402	0.8	13.7
未 定・不 詳	21,622	1,794	7,859	7,762	5,313	7,228	0.2	36.0

(出入国在留管理庁 報道発表資料「令和7年末現在における在留外国人数について」より引用)

参考：在留外国人に関する統計資料

○ 国籍・地域別 在留資格別 在留外国人数（令和7年末）

国籍・地域	総数	中長期在留者	在留資格別										特別永住者
			永住者	技術・ 人文知識・ 国際業務	留学	技能実習	特定技能	家族滞在	定住者	日本人の 配偶者等	特定活動	その他	
総数	4,125,395	3,858,499	947,125	475,790	464,784	456,618	390,296	352,875	226,438	152,898	125,286	266,389	266,896
中国	930,428	929,818	357,565	117,314	148,151	22,583	22,105	93,581	32,047	26,617	12,944	96,911	610
ベトナム	681,100	681,092	32,698	121,079	47,145	189,756	164,352	76,958	7,763	7,518	16,530	17,293	8
韓国	407,341	165,629	77,013	28,457	14,523	0	527	8,646	7,183	12,118	6,231	10,931	241,712
フィリピン	356,579	356,533	143,784	11,485	2,769	42,289	35,862	6,608	63,937	26,119	5,449	18,231	46
ネパール	300,992	300,989	9,908	48,813	116,151	4,477	12,387	72,978	1,899	1,834	1,835	30,707	3
インドネシア	266,069	266,061	8,384	10,424	7,927	124,967	86,955	7,293	2,983	2,781	9,302	5,045	8
ブラジル	210,014	209,983	117,593	710	1,014	0	21	630	68,882	14,166	294	6,673	31
ミャンマー	182,567	182,567	3,256	17,167	35,732	35,669	44,523	3,827	2,737	911	36,113	2,632	0
スリランカ	79,128	79,128	4,457	20,461	20,172	2,870	4,003	14,708	915	1,462	3,830	6,250	0
台湾	73,256	72,256	26,380	16,847	8,945	16	348	3,420	1,814	4,736	4,465	5,285	1,000
米国	69,787	68,903	20,810	9,100	5,231	0	20	5,237	1,856	14,118	466	12,065	884
タイ	67,097	67,085	22,207	3,576	3,867	11,672	6,817	926	4,492	7,630	1,461	4,437	12
インド	58,999	58,994	10,084	14,567	2,487	1,358	758	13,367	1,086	648	1,874	12,765	5
ペルー	49,020	49,016	33,040	102	221	51	22	59	11,282	1,556	100	2,583	4
バングラデシュ	44,938	44,938	4,538	8,719	14,983	2,198	839	9,382	704	612	821	2,142	0
パキスタン	34,911	34,909	5,616	7,860	2,647	219	11	9,211	2,130	1,180	978	5,057	2
カンボジア	28,957	28,957	1,797	768	688	14,182	8,500	359	303	527	1,288	545	0
英国	22,428	22,331	7,265	3,615	1,039	9	10	1,040	249	3,207	2,495	3,402	97
朝鮮	22,201	432	327	0	0	0	0	0	68	33	0	4	21,769
モンゴル	21,359	21,356	1,733	4,452	4,590	1,815	1,251	5,154	544	451	479	887	3
その他	218,224	217,522	58,670	30,274	26,502	2,487	985	19,491	13,564	24,674	18,331	22,544	702

(注1) 「技能実習」は、技能実習1号イ、1号ロ、2号イ、2号ロ、3号イ及び3号ロの合算です。

(注2) 「特定技能」は、特定技能1号及び2号の合算です。

※ 以下の表について同じです。

(出入国在留管理庁 報道発表資料「令和7年末現在における在留外国人数について」より引用)

参考：在留外国人に関する統計資料

○ 在留資格別 在留外国人数の推移

在留資格	令和2年末 (2020年末)	令和3年末 (2021年末)	令和4年末 (2022年末)	令和5年末 (2023年末)	令和6年末 (2024年末)	令和7年末 (2025年末)	構成比 (%)	対前年末 増減率 (%)
総数	2,887,116	2,760,635	3,075,213	3,410,992	3,768,977	4,125,395	100.0	9.5
中長期在留者	2,582,686	2,464,219	2,786,233	3,129,774	3,494,954	3,858,499	93.5	10.4
教授	6,647	6,519	7,343	7,226	7,488	8,024	0.2	7.2
芸術	448	385	502	580	669	844	0.0	26.2
宗教	3,772	3,034	3,964	4,143	4,805	5,130	0.1	6.8
報道	215	207	210	212	198	197	0.0	-0.5
高度専門職	16,554	15,735	18,315	23,958	28,708	32,953	0.8	14.8
高度専門職1号イ	1,922	1,885	2,030	2,281	2,528	2,842	0.1	12.4
高度専門職1号ロ	13,167	12,257	13,972	17,978	21,094	23,108	0.6	9.5
高度専門職1号ハ	676	648	1,116	2,219	3,338	4,971	0.1	48.9
高度専門職2号	789	945	1,197	1,480	1,748	2,032	0.0	16.2
経営・管理	27,235	27,197	31,808	37,510	41,615	46,781	1.1	12.4
法律・会計業務	148	139	151	159	159	181	0.0	13.8
医療	2,476	2,482	2,467	2,547	2,591	2,722	0.1	5.1
研究	1,337	1,161	1,314	1,301	1,323	1,324	0.0	0.1
教育	12,241	12,915	13,413	14,157	14,929	15,496	0.4	3.8
技術・人文知識・国際業務	283,380	274,740	311,961	362,346	418,706	475,790	11.5	13.6
企業内転勤	13,415	8,593	13,011	16,404	18,375	19,161	0.5	4.3
介護	1,714	3,794	6,284	9,328	12,227	15,891	0.4	30.0
興行	1,865	1,564	2,214	2,505	2,635	2,853	0.1	8.3
技能	40,491	38,240	39,775	42,499	46,712	54,574	1.3	16.8
特定技能	15,663	49,666	130,923	208,462	284,466	390,296	9.5	37.2
特定技能1号	15,663	49,666	130,915	208,425	283,634	382,341	9.3	34.8
特定技能2号	0	0	8	37	832	7,955	0.2	856.1
技能実習	378,200	276,123	324,940	404,556	456,595	456,618	11.1	0.0
技能実習1号イ	1,205	211	3,310	3,531	2,826	3,406	0.1	20.5
技能実習1号ロ	74,476	24,005	161,683	167,734	139,475	148,325	3.6	6.3
技能実習2号イ	4,490	2,818	878	2,255	4,049	3,178	0.1	-21.5
技能実習2号ロ	258,173	202,006	83,508	163,274	280,723	267,096	6.5	-4.9
技能実習3号イ	707	779	1,206	982	368	494	0.0	34.2
技能実習3号ロ	39,149	46,304	74,355	66,780	29,154	34,119	0.8	17.0
文化活動	1,280	821	2,400	2,581	2,712	2,971	0.1	9.6
留学	280,901	207,830	300,638	340,883	402,134	464,784	11.3	15.6
研修	174	145	497	714	754	719	0.0	-4.6
家族滞在	196,622	192,184	227,857	266,020	305,598	352,875	8.6	15.5
特定活動	103,422	124,056	83,380	73,774	95,508	125,286	3.0	31.2
永住者	807,517	831,157	863,936	891,569	918,116	947,125	23.0	3.2
日本人の配偶者等	142,735	142,044	144,993	148,477	150,896	152,898	3.7	1.3
永住者の配偶者等	42,905	44,522	46,999	50,995	53,624	56,568	1.4	5.5
定住者	201,329	198,966	206,938	216,868	223,411	226,438	5.5	1.4
特別永住者	304,430	296,416	288,980	281,218	274,023	266,896	6.5	-2.6

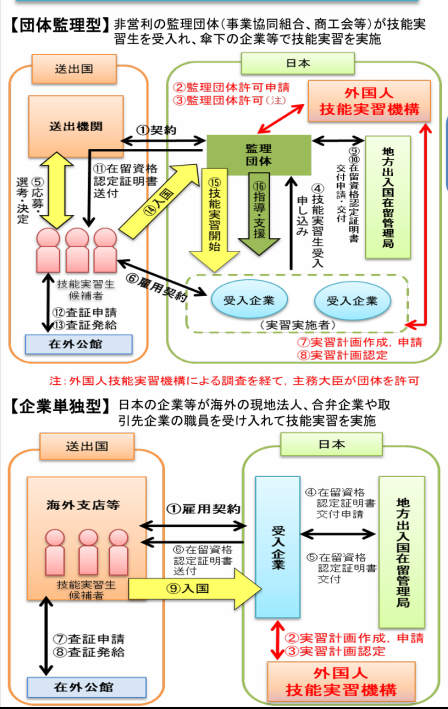
(出入国在留管理庁 報道発表資料「令和7年末現在における在留外国人数について」より引用)

参考：技能実習制度の発展的解消と育成就労制度の創設について

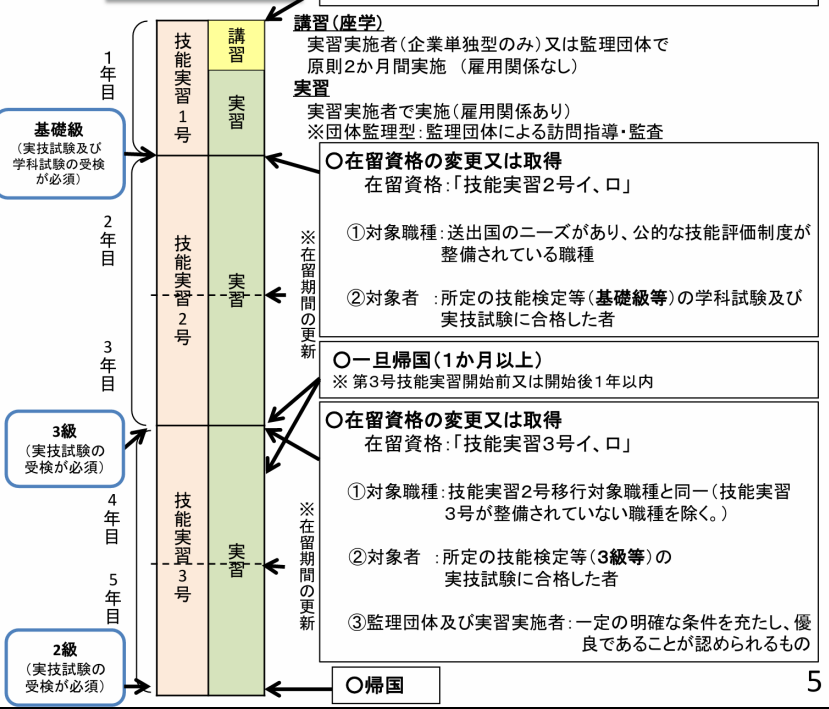
技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約46万人在留している。
※令和7年末時点

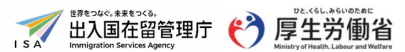
技能実習制度の受入れ機関別のタイプ



技能実習の流れ



育成就労制度の概要 (令和7年12月改訂)

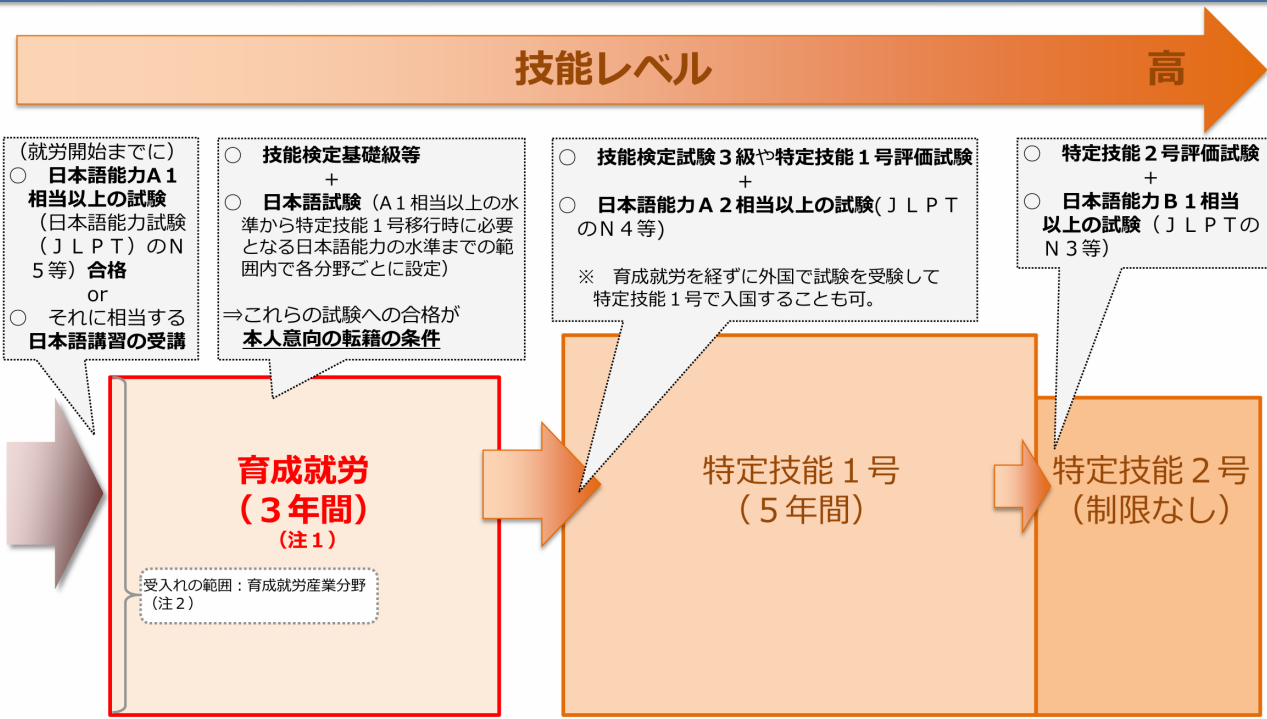


令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を発展的に解消し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されました（育成就労制度は令和9年4月1日から運用開始します。）。

育成就労制度の目的	<p>「育成就労産業分野（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保すること。</p> <p>（※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの</p>
基本方針・分野別運用方針	<p>育成就労制度の基本方針及び育成就労産業分野ごとの分野別運用方針を策定する（策定に当たっては、学識経験者や労使団体等から構成される有識者会議を立ち上げ、意見を聴取）。</p> <p>分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき分野ごとの受入れ見込数を設定し、これを受入れの上限数として運用する。</p>
育成就労計画の認定制度	<p>育成就労外国人ごとに作成する「育成就労計画」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、外国人育成就労機構による認定を受ける）。</p>
監理支援機関の許可制度	<p>（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う監理支援機関を許可制とする（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。</p>
適正な送出しや受入環境整備の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や送出国に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など、送出しの適正性を確保する。 ・育成就労外国人の本人意向による転籍を一定要件の下で認めることなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。 ・地域協議会を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。

育成就労制度及び特定技能制度のイメージ



(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

育成就労制度の関係機関のイメージ

